令和９年度

こども園・保育園
入園のご案内



保育園等を利用する際の、制度の説明、手続きの方法、注意事項など、保護者の方に知っていただきたいことが書かれておりますので、必ずお読みください。不明な点は下記へお問い合わせください。

富里市 健康福祉部 子育て支援課 幼保連携班

〒 286-0292　富里市七栄 652-1

電話　0476-93-1174

もくじ

支給認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
認定の種類
保育園を利用できる時間（保育の必要量　標準時間・短時間）
保育を必要とする事由
申請手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
申請に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
入園後の諸注意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
利用者負担額（保育料）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
利用者負担額（保育料）の決定時期
納入方法
利用者負担額（保育料）の変更・減額・免除について
令和９年度富里市利用者負担額（保育料）月額表
市内保育施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
富里市立葉山こども園
富里市立向台こども園
学校法人富里学園 末広幼稚園
学校法人日吉台学園 日吉台幼稚園
社会福祉法人牧の園 富里保育園
社会福祉法人清郷会 青空保育園
AIAI Child Care 株式会社 AIAI NURSERY 富里
株式会社 give & give ことり保育園 日吉台園
株式会社 PuPu　PuPu 保育園 富里園
学校法人日吉台学園 日吉台にこにこパーク保育園
株式会社エフ・シー・エヌ スクルドエンジェル保育園 富里七栄園
その他の保育サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
一時保育
病児・病後児保育
富里市ファミリーサポートセンター事業
利用案内　Q＆A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
入園審査（選考）に関する指数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
保育園・こども園マップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43

令和9（２０２7）年度　クラス年齢早見表

クラス	生年月日
5歳児	令和3（２０２1）年4月2日 ～ 令和4（２０２２）年4月1日
4歳児	令和4（２０２２）年4月2日 ～ 令和5（２０２３）年4月1日
3歳児	令和5（２０２３）年4月2日 ～ 令和6（２０２４）年4月1日
2歳児	令和6（２０２４）年4月2日 ～ 令和7（２０２５）年4月1日
1歳児	令和7（２０２５）年4月2日 ～ 令和8（２０２６）年4月1日
0歳児	令和8（２０２６）年4月2日 ～

支給認定について

保育園・こども園での保育を希望する場合は、「保育を必要とする事由」に該当し、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。これを「支給認定」といいます。

保育園等の利用申請と同時に「支給認定」の申請をします。認定には 3 つの種類がありますが、保育園・こども園（保育希望）の利用を希望する場合は、「2 号認定」「3 号認定」を受けることが必要です。

認定の種類

認定区分	年齢	内容
1 号認定	満 3 歳以上	お子さんが満 3 歳以上で、保育を必要としない場合
2 号認定	満 3 歳以上	お子さんが満 3 歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合　保育園申込可能
3 号認定	満 3 歳未満	お子さんが満 3 歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合　保育園申込可能

※3 号認定の認定期間は、満 3 歳の誕生日の前々日までです。3 号認定（3 歳未満児）から 2 号認定（3 歳以上児）への切り替えは自動的に行われます。

保育園を利用できる時間（保育の必要量　標準時間・短時間）

申請により保育の必要量が認定されます。保育の必要量には 2 つの区分があり、それぞれの利用時間は下記のとおりです。

保育の必要量	保育利用時間	要件
標準時間	最大 11 時間	（月 120 時間以上の就労等）
短時間	最大　8 時間（基本保育時間）	（月 48 時間以上 120 時間未満の就労等）

※上記の「最大 11 時間」及び「最大 8 時間」の開始・終了時間は、施設により異なります。

※葉山こども園・向台こども園・日吉台幼稚園・青空保育園では、0 歳児のお子さんは、満 1 歳を迎えるまで、月 120 時間　以上の就労をされている場合でも、短時間認定となります。（時間外・延長保育は利用できません。）

※各認定区分で認定を受けた場合であっても、保護者が真に保育を必要とする時間内での保育となります。

（仕事が早く終わる場合等は、保育利用最終時間よりも前にお迎えに行く必要があります。）

※早朝、夕方は、時間外保育・延長保育の手続きを必要とする場合があります。在籍園にご確認下さい。

保育を必要とする事由

保護者全員が次のいずれかの事由に該当しなければなりません。

	保育を必要とする事由		保育必要量	保育実施期間
1	就労	月 120 時間以上	標準時間	小学校就学前までの 保育を必要とする期間
		月 48 時間以上 120 時間未満	短時間	
2	妊娠、出産		標準時間	出産予定日の前後各２ヶ月程度
3	疾病・障害	保護者の病気、負傷又は心身障害	標準時間 または 短時間	小学校就学前までの 保育を必要とする期間
4	介護・看護	同居又は長期入院している親族などの介護等	標準時間 または 短時間	小学校就学前までの 保育を必要とする期間
5	災害復旧		標準時間	災害の復旧が完了すると 見込まれる期間
6	求職活動		短時間	90 日
7	就学	卒業後就労を目的とした学校教育法に定める学校や職業訓練校へ通学していること	標準時間 または 短時間	学校や職業訓練校へ 通学する期間
8	虐待・DV	虐待やＤＶの恐れがあること	標準時間	小学校就学前までの 保育を必要とする期間
9	育児休業	育児休業取得前から保育を利用している子がいて、休業中も継続利用が必要な場合	短時間	３歳未満：育児休業対象児が１歳６カ月になる月の末日まで ３歳以上：就学前まで
10	上記１～９に類すると、市長が認める場合		標準時間 または 短時間	小学校就学前までの 保育を必要とする期間

※保育実施期間を超える利用はできません。

※求職活動で入園された場合は、90 日以内に就労先を決定し、就労証明書及び認定変更申請書を提出してください。認定事由が「求職活動」から「就労」へ変更となります。90 日以内に就労しなかった場合は、退園となります。

例）４月入園の場合→6 月２５日（２５日が閉庁日の場合は、その前の開庁日）までに就労証明書・支給認定変更申請書を提出

申請手続きの流れ

準　備

●支給認定申請書兼保育施設等利用申込書と就労証明書等を作成します。

配布場所：富里市役所子育て支援課（市ホームページからダウンロード可能）

認定申請兼利用申込

●受付日、締切日までに申込書類を提出します。

申込みの際は、**母子健康手帳をお持ちのうえ必ずお子さん同伴**でお越しください。

令和９年４月入園　下記日程で受付を行います。

※利用申込みの受付は、予約制です。事前に窓口または電話で予約をしてください。

第一希望園の受付日に都合が悪い場合は、第二希望以下園の日程で予約するか、12月10日(木)までに子育て支援課へお申込み下さい。期日を過ぎた場合は、５月入園申請として受付します。

施設種別	園　名	受付日	時　間	場　所
認定こども園	葉山こども園（公立）	11月30日(月)	午前の部 9:00～12:00 午後の部 13:00～17:00	すこやかセンター 2階 会議室1
	向台こども園（公立）	12月1日(火)		
	末広幼稚園（私立） 要事前見学、同意書	12月4日(金)		
	日吉台幼稚園（私立） 要事前見学、参加証	12月4日(金)		
保育所	富里保育園（私立）	12月3日(木)		
	青空保育園（私立）	12月2日(水)		
	AIAI　NURSERY 富里（私立）	12月3日(木)		
小規模保育施設	ことり保育園　日吉台園（私立）	12月4日(金)		
	ＰｕＰｕ保育園　富里園（私立）			
	日吉台にこにこパーク保育園(私立)			
	スクルドエンジェル保育園 富里七栄園(私立)			

予約先：富里市子育て支援課　　０４７６－９３－１１７４（直通）

※末広幼稚園、日吉台幼稚園は事前見学必須です。見学時に配布される「同意書等」を申込時に提出してください。

令和９年５月以降

入園希望月の前月の１０日が締切日です。（１０日が土・日・祝日の場合はその前の開庁日）

予約は必要ありません。

月	締切日	月	締切日
５月	令和　９年　４月　９日(金)	１０月	令和　９年　９月１０日(金)
６月	令和　９年　５月１０日(月)	１１月	令和　９年１０月　８日(金)
７月	令和　９年　６月１０日(木)	１２月	令和　９年１１月１０日(水)
８月	令和　９年　７月　９日(金)	１月	令和　９年１２月１０日(金)
９月	令和　９年　８月１０日(火)	２・３月	令和１０年　１月　７日(金)

支給認定及び保育利用決定通知

●支給認定決定及び保育利用決定通知を発行します。

〇４月入園　　**２月中旬**頃に郵送で通知します。

〇５月入園以降　入園希望前月の**２０日頃**に郵送で通知します。

利用者負担額決定

●利用者負担額（保育料）決定通知を発行します。

〇入園月上旬までに決定し、郵送で通知します。

〇入園内定の場合

・入園内定後、各園で入園説明会及び面談を行います。詳しくは内定後にお知らせします。

・市役所から「保育利用決定通知書」「利用者負担額（保育料）決定通知書」を送付します。

・必要に応じて書類の提出があります。（就労証明書、復職証明書等。）

・入園時の健康診断があります。詳しくは、施設からお知らせします。

・入園は、毎月１日です。（4 月は、施設により入園式後からのお預かりとなる場合もあります。）
なお、入園後に「ならし保育」の期間があります。

〇保留の場合

・「保留通知書」をお送りします。通知は、**最初の１回のみ**です。

・「保留通知書」の再発行を希望する場合は、発行を希望する年月（入園希望月）の前月１５日以降にお申し出ください。即日発行はできません。受取方法は、窓口または郵送（切手を貼付した返信用封筒を用意してください。）になります。

・入園希望月の翌月以降は、**入園が内定した場合のみ、電話**で連絡します。前月２０日頃において連絡がない場合は、翌月も保留が続いている状態です。

・申込書は、**令和９年度中認定された期間（最長令和１０年３月まで）有効**です。有効期間内は、毎月入園審査（選考）を実施します。
ただし、「求職活動」「妊娠・出産」等、認定期間に定めがある事由で認定された方は、認定期間終了に伴い有効期間も終了します。引き続き保育園等の入園を希望する場合は、改めて申請が必要ですので窓口までお越しください。**認定が終了する際の通知はありません。**

・希望の保育園等を追加、変更する場合は、子育て支援課まで連絡してください。連絡のあった日以降の申込締切日の入園月分から入園審査（選考）の対象となります。

・保護者の方の就労状況等（保育を必要とする事由）や、家庭状況等に変更が生じた場合は、再度書類の提出が必要です。入園審査（選考）に影響がありますので、必ず連絡してください。

○市外の保育園を希望する場合

市外に転出予定または保護者の勤務先がある場合等に入所申込みができます。

【市内在住で市外保育園を希望する場合】

・保育園がある市町村の申込締切日、申込方法、申込要件をご確認ください。

・申込締切日１週間程度前までに富里市に書類を提出してください。原則として富里市書式を使用しますが、必要に応じて保育園がある市町村の書式を使用する場合があります。

【転出予定先の市町村にある保育園を希望する場合】

・転出予定先の市町村の申込締切日、申込方法、申込要件をご確認ください。

・申込締切日時点で富里市に住民票がある場合は、申込締切日１週間程度前までに、富里市に書類を提出してください。

・富里市書式、転出予定先市町村書式どちらでも受付可能です。（転出予定先市町村において指定がある場合を除く。）

【その他】

・多くの市町村で住民登録のある方が優先的に利用できるような制度を設けています。希望保育施設に空きがあっても利用できないことがあります。

・市外保育所の入園決定期間は当該年度末までとなります。翌年度以降利用を希望する場合は、４月申込締切日までに、再度入園申込をする必要があります。審査の結果、継続不可になる場合もあります。

○富里市に転入予定または保護者の勤務地があり、市内保育園を希望する場合

【市外在住で、富里市内の保育園を希望する場合】

・保護者の勤務地が富里市にあり、富里市の保育園を希望する場合は、富里市の申込締切日１週間程度前までに在住市町村に書類を提出してください。原則として在住市町村書式を使用してください。

【富里市に転入予定で市内保育園を希望する場合】

・富里市への転入が富里市の申込締切日以降の場合は、申込締切日１週間程度前までに在住市町村に書類を提出してください。

・富里市書式、在住市町村書式どちらでも受付可能です。（在住市町村において指定がある場合を除く。）

・在住市町村書式を使用した場合は、富里市へ転入後、改めて富里市書式を提出してください。

・添付書類

「市区町村民税課税（非課税）証明書」

※添付がなくても受付できますが、入園審査（選考）の際、優先順位に影響があります。

「申立書」

※入園が決定した場合は入園月前月中に住民票を移動する旨と、転入予定の住所を記載し、併せて賃貸契約書等の写しを提出してください。

申請に必要な書類

１．支給認定申請書兼保育施設等利用申込書（児童１人につき１部）

２．保育の必要性を証明する書類（保護者及び６５歳未満同居者１人につき１部）

①就労（内定）している方

就労（内定）証明書（所定の用紙があります）

※育児休業から復帰する場合は、「復職に関する申出書」を提出してください。（調整指数加算対象）

②妊娠、出産の方

母子健康手帳（分娩予定日記載部分のコピー）

③保護者の疾病、障害

診断書（保育ができないことが明記されているもの）、身体障害者手帳等

④同居又は長期入院等している親族の介護・看護

診断書（介護・看護が必要な人のもの）、障害者手帳、介護保険証の写し等

⑤災害復旧

り災証明書等

⑥求職活動（起業準備を含む）

求職活動申出書

⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）

在学証明書・時間割

※①～⑦にあてはまらない場合は、事前に子育て支援課に相談してください。

３．児童の健康状況調査票（児童１人につき１部）

４．入園に関する確認書（承諾書）（１世帯につき１部）

【以下該当する世帯のみ要提出】

５．アレルギーがある児童：「アレルギー状況調査票」**及び**「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」

６．ひとり親世帯：**戸籍謄本または、児童扶養手当証書**

７．富里市に令和８年１月２日以降に転入された方で、マイナンバーによる情報照会を希望しない場合：**「市区町村民税課税（非課税）証明書」**

４月～８月入園は令和８年度、９月～３月入園は令和９年度のものが必要です。

※保育料の決定に使用します。提出がなく税額を確認できない場合は、一時的に保育料が決定されます。

８．同一世帯で障害者手帳や療育手帳を所持する方がいる場合：**手帳のコピー**

９．上記書類以外で入園審査（選考）に必要な事項の申述を要する方：**申立書**

１０．園独自の書類提出を要する場合：該当書類（**末広幼稚園同意書、日吉台幼稚園参加証　など**）

１１．その他　提出を要する書類（市外保育園を希望する場合、富里市に転入予定の場合等）

入園後の諸注意

以下の場合は子育て支援課に届出が必要です。なお**支給認定は申請のあった日の翌月からの変更**となります。

※認定変更申請の提出期限：変更を希望する月の**前月２５日**まで（２５日が閉庁日の場合はその前の開庁日まで）

届出するべき内容	必要書類
保護者の就労状況が変わったとき 求職活動により就労内定したとき	「就労証明書」「支給認定変更申請書」
保護者が退職後求職活動をするとき 職業訓練等の期間が満了したとき	「求職活動申出書」「支給認定変更申請書」
家庭の状況が変わったとき（同居・別居・転居・出産・離婚・結婚等）	「支給認定申請内容変更届」 ※その他添付書類（就労証明書等）を要する場合があります。
妊娠したとき	出産２カ月前までに「母子手帳」「支給認定変更申請書」
出産後、育児休業を取得するとき	「就労証明書」（育児休業期間欄記載）　「支給認定変更申請書」 ※育児休業の保育要件で在園できる期間は、3 歳未満（3 号認定）は育児休業対象児が１歳６カ月になる月の末日まで、３歳以上（2 号認定）は就学前までです。 ※妊娠・出産の保育要件で入園し期間が終了した場合、その直後に育児休業の保育要件に変更することはできません。
退園するとき	「保育利用終了届」
富里市から転出するとき	「保育利用終了届」 ※保護者の就労先が富里市内にある場合は、富里市内の保育園を継続利用できますのでお申し出ください。

※保育を必要とする事由（P.2）に該当する事由に該当しなくなった場合は、退園となります。

※原則、２ヶ月以上登園がない場合は、退園となります。

利用者負担額（保育料）について

０～２歳児クラスのお子さんの毎月の利用者負担額（保育料）は、**保護者（父・母）の市民税額（所得割額）**により決定します。保護者の収入額では児童を養育できないと判断した場合、同居している扶養義務者（祖父母等）の市民税額で決定します。

３～５歳児クラスのお子さんについては、無償化に伴い利用者負担額（保育料）はかかりませんが、各施設において給食費を実費徴収します。

利用者負担額（保育料）の決定時期

利用者負担額（保育料）の決定時期は、４月と９月の２回です。４月は年齢変更による決定、９月は税額年度の変更による決定です。

４月に令和８年度市民税額により利用者負担額（保育料）階層を決定し、**９月に令和９年度市民税額**により利用者負担額（保育料）階層を見直します。９月の見直しについては、変更がある場合のみ、「利用者負担額（保育料）変更決定通知書」を送付します。

納入方法

〇市内公立こども園、市内保育園、市外私立保育園

口座振替で納入してください。**振替日は毎月 27 日**（金融機関の休日に当たる場合は翌営業日）です。

口座登録がない場合は、納付書をお送りしますので指定金融機関等でお支払いください。

〇市外公立こども園、市内・市外私立こども園、市外公立保育園、市内・市外小規模保育施設等

市外公立園は該当市町村に、それ以外は施設に納入方法をご確認ください。

※利用者負担額（保育料）を長期に渡り滞納した場合は、保育園の利用ができません。

利用者負担額（保育料）の変更・減額・免除について

【変更】　引っ越しや離婚・結婚に伴い、保育料の算定対象者に変更が生じた場合は、保育料を再算定します。

原則、子育て支援課に**変更事由の届け出があった日の翌月**から保育料が変更されます。

【減額・免除】　次の場合は、保育料が減額又は免除になる場合がありますので、相談してください。

・失業、疾病等により著しく所得が減少したとき

・災害により財産に損害を受けたとき

・同一世帯に属して生計を一にする父母又は家計の主宰者となるそれ以外の扶養義務者の疾病等により当該世帯の支出が著しく増加したとき

・入園児童の傷病等により長期（最大２ヶ月）にわたって通園することが不可能であると認められるとき

※申請をする場合、状況を確認できる書類が必要となります（支出明細書、通帳等）。

※損害の状況などによっては、減免が認められない場合もありますので、御了承ください。

令和９年度　富里市利用者負担額（保育料）月額表

<table>
<tr><th colspan="4">各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分</th><th colspan="4">利用者負担額（月額）</th></tr>
<tr><th rowspan="2">階層
区分</th><th colspan="3" rowspan="2">定　義</th><th colspan="2">０～２歳児クラス</th><th colspan="2">３～５歳児クラス</th></tr>
<tr><th>保育標準時間</th><th>保育短時間</th><th>保育標準時間</th><th>保育短時間</th></tr>
<tr><td>A</td><td colspan="3">生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく保護を受けている世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく支援給付を受けている者の属する世帯</td><td>０円</td><td>０円</td><td rowspan="14" colspan="2">０円
※各施設で給食費（主食費＋副食費）を徴収します。</td></tr>
<tr><td>B</td><td colspan="3">A階層を除き、当該年度分（４月から８月までは、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯</td><td>０円</td><td>０円</td></tr>
<tr><td>C１</td><td rowspan="2">A階層を除き、当該年度分の市町村民税均等割のみ課税世帯</td><td colspan="2">ひとり親世帯等以外の世帯</td><td>14,000 円</td><td>13,760 円</td></tr>
<tr><td>C２</td><td colspan="2">ひとり親世帯等</td><td>5,000 円</td><td>5,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">D１</td><td rowspan="11">A階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割額の区分が次の区分に該当する世帯</td><td rowspan="2">48,600 円未満</td><td>ひとり親世帯等以外の世帯</td><td>17,500 円</td><td>17,200 円</td></tr>
<tr><td>ひとり親世帯等</td><td>5,000 円</td><td>5,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">D２</td><td>48,600 円以上
72,800 円未満</td><td>ひとり親世帯等以外の世帯</td><td>21,900 円</td><td>21,520 円</td></tr>
<tr><td>ひとり親世帯等</td><td>5,000 円</td><td>5,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">D３</td><td rowspan="2">72,800 円以上
97,000 円未満</td><td></td><td>27,900 円</td><td>27,420 円</td></tr>
<tr><td>72,800 円以上 77,101 円未満のひとり親世帯等</td><td>5,000 円</td><td>5,000 円</td></tr>
<tr><td>D４</td><td colspan="2">97,000 円以上
133,000 円未満</td><td>34,300 円</td><td>33,710 円</td></tr>
<tr><td>D５</td><td colspan="2">133,000 円以上
169,000 円未満</td><td>42,300 円</td><td>41,580 円</td></tr>
<tr><td>D６</td><td colspan="2">169,000 円以上
235,000 円未満</td><td>50,800 円</td><td>49,930 円</td></tr>
<tr><td>D７</td><td colspan="2">235,000 円以上
301,000 円未満</td><td>56,800 円</td><td>55,830 円</td></tr>
<tr><td>D８</td><td colspan="2">301,000 円以上
397,000 円未満</td><td>62,400 円</td><td>61,330 円</td></tr>
<tr><td>D９</td><td colspan="2">397,000 円以上</td><td>63,100 円</td><td>62,020 円</td></tr>
</table>

※ 保育料を決定する年齢区分については、保育園に入園した年度の初日の前日の満年齢とし、当該年度中はその年齢の児童とみなします。

※ Ｃ階層からＤ階層までにおける市町村民税額については、４月から８月までの保育料は令和８年度、９月から３月までの保育料は令和９年度の市町村民税額を基準とします。

なお、市町村民税所得割額について寄付金税額控除（ふるさと納税によるものを含む）、住宅借入金（取得）等特別控除等が適用されている場合は、保育料の算定においては、その適用がないものとして計算します。

※ Ｃ階層及びＤ階層におけるひとり親世帯等とは、母子または父子家庭の世帯・在宅障害児（者）のいる世帯をいいます。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳を交付された方、特別児童扶養手当支給対象者、障害基礎年金受給者の方が同一世帯にいる場合は、お申し出ください。

※ Ｃ階層からＤ階層までにおける同一世帯から２人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園若しくは特別支援学校幼稚部に在籍している場合、情緒障害児短期治療施設通所部に通っている場合又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合において、第２子以降については無料とします。

なお、ひとり親世帯等のうち、市民税所得割額が７７，１０１円未満の世帯は、年齢に関わらず、生計を一にしている子のうち、最も年長の子から順にカウントし、第２子以降については無料とします。

ひとり親世帯等以外の世帯のうち、市民税所得割額が５７，７００円未満の世帯については、年齢に関わらず、生計を一にしている子のうち、最も年長の子から順にカウントし、第２子以降については無料とします。

※ 児童の保育利用の開始または保育利用を終了した日が月の途中である場合、その月の保育料は、保育日数に応じて計算します。保育料の月額をその月の開所日数（その日数が２５日を超える場合は２５日）で除し、保育日数を乗じて得た額とします。この場合において、１０円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。

※ 長期にわたって保育園を休む場合も、保育料はお納めいただきます。

市内保育施設一覧

○ こども園（公立）

施設名	最大開園時間	受入月齢		必要量	通常保育	時間外保育	延長保育（別料金）
葉山こども園 御料 1009-32 93-1215	7:00～19:00 (土曜は15:00)	生後 57 日～	平日	標準時間	8:30～16:30	7:00～8:30、16:30～18:00	18:00～19:00
				短時間		――	7:00～8:30、16:30～19:00
向台こども園 中沢 1023 93-2951			土曜	標準時間	8:30～12:00	7:00～8:30、12:00～15:00	――
				短時間			

○ こども園（私立）

施設名	最大開園時間	受け入月齢		必要量	通常保育	時間外保育	延長保育（別料金）
末広幼稚園 七栄 647-41 93-6556	7:30～18:30 (土曜は休園)	1歳児クラス～ （4月1日時点で1歳の児童）	平日	標準時間	8:00～16:00	7:30～8:00、16:00～18:30	――
日吉台幼稚園 日吉台5-25 93-4408	7:30～19:00 (土曜は 8:00～16:00)	生後3ヶ月～	平日	標準時間	8:00～19:00	――	7:30～8:00
				短時間	8:30～16:30	――	7:30～8:30、16:30～19:00
			土曜	標準時間	8:00～16:00	――	――
				短時間	8:30～12:00		

○ 保育所（私立）

施設名	最大開園時間	受入月齢		必要量	通常保育	時間外保育	延長保育（別料金）
富里保育園 七栄 299-4 90-3606	7:00～20:00 (土曜は18:00)	生後 57 日～	平日	標準時間	――	――	18:00～20:00
				短時間		――	7:00～8:00、16:00～20:00
			土曜	標準時間		――	――
				短時間		――	7:00～8:00、16:00～18:00
青空保育園 日吉倉 776-1 91-6151	7:00～19:00 (土曜は17:00)	生後 57 日～	平日	標準時間	8:00～16:00	7:00～7:59、16:01～18:00	18:01～19:00
				短時間		――	7:00～7:59、16:01～19:00
			土曜	標準時間		7:00～7:59、16:01～17:00	――
				短時間		――	7:00～7:59、16:01～17:00
AIAI NURSERY 富里 七栄 644-93 37-3596	7:00～19:00 (土曜は16:00)	生後4ヶ月～	平日	標準時間	8:00～16:00	7:00～7:59、16:01～18:00	18:01～19:00
				短時間		――	7:00～7:59、16:01～19:00
			土曜	標準時間		7:00～7:59	――
				短時間		――	7:00～7:59

※標準時間認定、短時間認定ではそれぞれ延長保育時間が異なります。

※最大開園時間内であっても、通常保育・時間外保育・延長保育欄に記載のない時間帯はご利用できません

○　小規模保育施設（私立）　※０歳～２歳児（3 歳を迎えた直後の３月 31 日まで）

施設名	最大開園時間	受入月齢		必要量	通常保育	時間外保育	延長保育（別料金）
ことり保育園 日吉台園 日吉台 1-2-1 ｾﾚﾌﾞﾘﾃｨ成田 105 37-6441	7:30～19:00 (土曜は 17:30)	生後 57 日～ 2 歳児	平日	標準時間	7:30～18:30	――	18:30～19:00
				短時間	8:30～16:30	――	7:30～8:30、16:30～19:00
			土曜	標準時間	7:30～17:30	――	――
				短時間	8:30～16:30	――	7:30～8:30、16:30～17:30
PuPu 保育園 富里園 久能２７６-１ 85-8595	7:00～19:00	生後 57 日～ 2 歳児	平日	標準時間	8:00～16:00	7:00～8:00、16:00～18:00	18:00～19:00
				短時間		――	7:00～8:00、16:00～19:00
			土曜	標準時間		7:00～8:00、16:00～18:00	18:00～19:00
				短時間		――	7:00～8:00、16:00～19:00
日吉台にこにこ パーク保育園 日吉台５-27-5 93-4408	7:30～19:00 (土曜は 8:00～16:00)	1 歳児クラス～ （４月１日時点で１歳の児童） 2 歳児	平日	標準時間	8:00～19:00	――	7:30～8:00
				短時間	8:30～16:30	――	7:30～8:30、16:30～19:00
			土曜	標準時間	8:00～16:00	――	――
				短時間	8:30～12:00	――	――
スクルドエンジェル 保育園富里七栄園 七栄 652-1 85-4332	7:00～19:00 (土曜は 8:00～17:00)	生後 57 日～ 2 歳児	平日	標準時間	7:00～18:00	――	18:00～19:00
				短時間	8:00～16:00	――	7:00～8:00、16:00～19:00
			土曜	標準時間	8:00～17:00	――	――
				短時間	8:00～16:00	――	――

※標準時間認定、短時間認定ではそれぞれ延長保育時間が異なります。
※最大開園時間内であっても、通常保育・時間外保育・延長保育欄に記載のない時間帯はご利用できません。
※ことり保育園日吉台園、PuPu 保育園富里園および日吉台にこにこパーク保育園の卒園後の連携施設として、日吉台幼稚園があります。
　スクルドエンジェル保育園富里七栄園卒園後の連携施設として、末広幼稚園（幼稚園部分）があります。



〇休園日について

①日曜日及び祝日・振替休日　②年末年始　③災害、伝染病発生等の非常時

※園により、土曜日、創立記念日等お休みになる場合があります。

〇希望保育・混合保育について

園によって、夏季・年度末及び卒園式等、行事の都合により、ご家庭での保育のご協力をお願いする希望保育の期間や、０歳児～５歳児まで混合で保育する期間があります。

〇時間外保育・延長保育について

保護者の勤務時間等により、通常保育時間内の送迎が困難な保護者のために、時間外保育と延長保育を実施しています。延長保育は別途保育料がかかりますが、認定内容によって時間帯が異なります。利用するには、事前に各園での申請・登録が必要です。

保育士の配置状況によっては時間外保育等をご利用いただけないことがあります。

標準時間認定　**延長保育時間帯は、別途、延長保育料がかかります。**

時間外保育	通常保育	時間外保育	延長保育

短時間認定　**通常保育以外の時間帯はすべて延長保育となり、延長保育料がかかります。**

延長保育	通常保育	延長保育

〇給食について

０～２歳児は完全給食、３ 歳以上児は給食代が別途必要となります。園により違いがありますので、P.13以降の各園のページをご確認ください。また、年収が 360 万円未満相当世帯及び世帯の未就学児第 3 子以降の子どもは給食代のうち副食費（おかず・おやつ等）が免除になります。該当者には個別に通知します。その場合でも、主食費（徴収または米飯持参）はかかります。

なお、食物アレルギーがある場合、医師の指示に基づき、除去食を提供できる園もあります。その際は、医師による診断指示書及び園との面談が必要となります。また、重度の食物アレルギーで給食の提供ができない場合は、お弁当等の持参に御協力をお願いすることもあります。詳しくは各園にお問い合わせください。

（お弁当を持参した場合でも、利用者負担額（保育料）の減額や返金はありません。）



☆富里市立葉山こども園

１．保育目標

保育・教育目標	めざす園像	めざす子ども像
○元気な子ども ○思いやりのある子ども ○よく考える子ども	○明るく楽しい園 ○安心・安全な園 ○信頼される園	○元気いっぱい遊べる子ども ○自分も友だちも大切にする子ども ○自分で考え主体的に取り組む子ども

２．保育時間　**※時間外保育及び延長保育は満１歳から実施。**

〈通常保育〉　月～金曜日　8:30～16:30　　土曜日　8:30～12:00

〈時間外保育〉（標準）　月～金曜日　7:00～8:30、16:30～18:00

土曜日　7:00～8:30、12:00～15:00

（短時間）土曜日　7:00～8:30、12:00～15:00

〈延長保育〉　（標準）　月～金曜日　18:00～19:00

（短時間）月～金曜日　7:00～8:30、16:30～19:00

※土曜保育は、土曜日に就労している方のみのご利用となります。土曜保育を利用される場合は、利用申込書の提出をして下さい。

３．延長保育料金

30 分につき月額 1,000 円　（例）18:00～19:00 の１時間利用＝月額 2,000 円

なお、延長保育を利用するためには、利用申請が必要です。

申請外で利用した方については、30 分 100 円で計算します。

４．主な年間行事

４月	始業式、入園式、保護者会総会	１０月	運動会、さつまいも堀り、収穫祭、歩き遠足（４、５歳児）
５月	さつま芋苗植え	１１月	健康診断
６月	引き渡し訓練、じゃがいも掘り、先生体験開始、健康診断、尿検査、水遊び開始	１２月	発表会予行練習、発表会(３歳以上児)、終業式、年末休み
７月	夏のお楽しみ会、終業式	１月	年始休み、始業式、マラソン開始(３歳以上児)
８月	水遊び終了	２月	豆まき会、卒園バス遠足（5 歳児）
９月	始業式、運動会予行練習	３月	お別れ会、卒園式、修了式
毎月の行事	誕生会、防災訓練、身体測定、おはなし会、資源回収(保護者会)		

＊行事は都合により変更する場合があります。

5．安　　全

〇防災訓練

非常の場合に備えて、避難路・避難場所・職員の任務などを定め、緊急時の避難の体制を整えるために、毎月実施しています。なお、時間外保育時についても行っています。

また、年に一度保護者の方のご協力のもと引渡し訓練を実施しています。

6．給　　食

完全給食を実施しています。行事、給食業務の都合により、お弁当を持参していただく場合もあります。

土曜日の保育を利用される場合は、お弁当をお持ちください。

3 歳以上児は給食代を月 5,800 円徴収します。

7．園の取り組み

〇マラソン

1 月から２月まで、３歳以上児を対象に健康保育の一つとして取り入れています。

8．その他の保育サービス

〇時間外保育及び延長保育の実施



☆富里市立向台こども園



1．保育・教育目標

① 元気な子ども
② 思いやりのある子ども
③ よく考える子ども

2．保育時間　**※時間外保育及び延長保育は満１歳から実施。**

〈通常保育〉　月～金曜日　8:30～16:30　土曜日　8:30～12:00
〈時間外保育〉（標準）　月～金曜日　7:00～8:30、16:30～18:00
土曜日　7:00～8:30、12:00～15:00
（短時間）土曜日　7:00～8:30、12:00～15:00
〈延長保育〉（標準）　月～金曜日　18:00～19:00
（短時間）月～金曜日　7:00～8:30、16:30～19:00

※土曜保育は、土曜に就労している方のみのご利用になります。利用には必ず利用日ごとの申請が必要です。（利用日前の木曜日まで）
※職員の配置状況により時間外・延長保育を希望通りお受けすることができない場合もあります。

3．延長保育料

30 分につき月額 1,000 円　（例）18:00～19:00 の１時間利用＝月額 2,000 円
なお、延長保育を利用するためには、利用申請が必要です。
申請外で利用した方については、30 分 100 円で計算します。

4．主な年間行事予定

月	行事内容	月	行事内容
4	始業式、入園式、保護者会文書総会	10	運動会、芋掘り、園外保育(3 歳児以上) 地域交流（中沢のまつり）
5	芋苗植え、健康診断、里山散策（4，5歳クラス）、保育参観、水遊び開始	11	総合防災訓練、順天堂大学運動遊び指導 健康診断、保護者会主催行事
6	保育参加、順天堂大学運動遊び指導 ３歳以上児クラス個人面談（６月・７月）	12	発表会、終業式
7	七夕、ひまわりパーティー（５歳児のみ）、終業式	1	始業式、マラソン開始、小学校交流（５歳児）、午後保育参観
8	水遊び収め	2	節分、マラソン納会、保育参加、懇談会 交通安全指導、思い出遠足（５歳児）
9	始業式、３歳未満時クラス個人面談（９月・１０月）	3	お別れ会、卒園式、修了式
毎月の行事	誕生会・防災訓練(地震・火災・不審者対応)・身体測定・資源回収(保護者会による)		

※変更となることもあります。

5．安全

〇防災訓練

園生活における非常時の安全確保のため、避難経路・避難場所・職員の役割分担等を定めています。その徹底と、子どもたち自身も身を守るための方法や約束を知り、身に付けるために、毎月１回、様々な想定のもとで防災訓練を実施しています。

また、年に一度富里市消防署に依頼し、評価及び指導をしていただいています。

6．給食

完全給食を実施しています。行事や給食業務の都合により、お弁当を持参していただく場合もあります。

また、土曜日の保育を利用される場合は、降園時間によりお弁当と水筒を持参していただいています。

３歳以上児は給食代を月 5,800 円徴収します。

7．園の取組

〇地域との交流

子どもたちが様々な人々に親しみながら、自立心を育み、人と関わる力を育てるために、地域の方々に来園していただいたり、子どもたちと地域の中に出向いたりしながら、多様な世代の方々との交流を図っています。

〇小学校との連携・接続

就学に対する期待を高め、環境の変化に子どもたちがスムーズに対応できるよう、富里第一小学校が徒歩圏内にあるという立地を活かし、行事を始め日々の活動において、積極的な交流を行っています。

8．その他の保育サービス

〇一時預かり保育の実施

〇子育て支援センター事業の実施



１．教育方針

健康な心身を育み、基本的な生活習慣を身につけるとともに、人とのかかわりの中で、愛情や信頼感を育て、道徳性を養います。

また、豊かな心情や思考力を養う様々な活動を通し、『人』として成長していく基礎づくりをしていきます。

２．教育目標

○　げんきで　つよい子ども
○　きまりを　まもれる子ども
○　よく見　よく聞　よく考える子ども
○　みんなで　仲よく　遊べる子ども

３．保育時間

＜開園時間＞　　７：30～18：30
＜標準時間保育＞　月～金曜日　　７：30～１８：30
＜短時間保育＞　　月～金曜日　　８：00～16：00

＜延長保育＞　（短時間保育の方）16：00～18：30
＜延長保育料金＞　30 分　２００円
※延長保育を利用する場合は、申請が必要です。
※３・４・５歳児のお子様は７：30 からお受け入れ、１・２歳児のお子様は８：００からのお受け入れとなります。

４．安全

火災及び地震などを想定した非常の場合に備えて、避難場所・職員の任務などを定め、緊急時の避難体制を整えるために避難訓練を毎月実施しています。

５．給食

自園調理により完全給食を実施しています。
３・４・５歳児は給食代（おやつ代を含む）を１ヶ月につき９，６５０円徴収します。副食費が免除の方については、免除される額を差し引いた金額を徴収します。
行事や給食業務の都合により、お弁当を持参していただく場合もあります。



６．通園バス利用について

バス代（利用者のみ）4,000 円（往復）　2,200 円（片道）

※満３歳児以上から利用できます。

※送迎できないルートもありますので、事前にお問い合わせください。

７．主な年間行事

４月	・第１学期始業式・入園式 ・対面式・お誕生会（毎月） ・身体測定（毎月） ・避難訓練（毎月） ・交通安全指導（毎月）	10 月	・衣替え・おおまさりの収穫 ・運動会・畑の迷路遊び ・ハロウィンイベント
５月	・お節句の会 ・尿検査	11 月	・木の実ひろい大会・七五三 ・ナリタヤお買い物体験 ・にんじん掘り・チーバ君イベント
６月	・衣替え・保育参観 ・じゃがいも掘り・内科検診 ・歯科検診 ・生き物イベント（年３回） ・ナリタヤお買い物体験 ・水遊び	12 月	・お楽しみ会（クリスマス会） ・発表会 ・観劇会 ・第２学期終業式
７月	・七夕会・水遊び ・個人面談（希望者） ・すいかわり大会・親子ダンス練習 ・読み聞かせ会 ・第１学期終業式（ヨーヨーつり）	１月	・第３学期始業式 ・こま回し大会 ・おわかれ遠足（年長組） ・音楽鑑賞会
８月	・夏季保育（お祭りイベント）	２月	・豆まき会・保育参観・人形劇 ・地域の敬老者との遊びの会
９月	・第２学期始業式 ・親子遠足 ・地域の敬老者との遊びの会	３月	・ひなまつり会 ・個人面談（希望者） ・おわかれ会・卒園式 ・第３学期終業式（修了式）

※行事は、都合により変更する場合があります。

８．その他の園の取り組み

〇イングリッシュレッスン・たいそう・茶道・ダンス（HipHop）

※3～5 歳児クラスを対象に専門の指導員によるレッスン

〇2 歳児親子教室（るんるんくらぶ）の実施

〇育児相談

〇子育て講座



９．見学について

見学（事前説明）を必須としています。お子様同伴で幼稚園の説明を受けていただき、利用条件等に同意された方に、同意書をお渡しします。同意書を持参のうえ、お申込みをしてください。

１．保育方針

日吉台学園は、園児が毎日登園を楽しみにし、豊かな創造力を育む学園生活を大切にしています。この考えを学園の原点とし、人として、そして社会人としての基礎を学ぶ出発点として取り組んでいます。教育方針としては、園児たちが楽しみながら学び・成長できる環境を整え、一人ひとりの個性や可能性を引き出すことに力を注いでいます。日吉台学園は、園児にとって幸せな学び舎となるよう、教育に真摯に取り組んでまいります。

２．保育時間

＜通常保育＞（標準）　月～金曜日　８：００～１９：００
土曜日　８：００～１６：００
（短時間）月～金曜日　８：３０～１６：３０
土曜日　８：３０～１２：００

※満１歳に満たないお子様は、8:30～16:30 の保育時間とさせていただきます。

＜延長保育＞（標準）　月～金曜日　７：３０～８：００
（短時間）月～金曜日　７：３０～８：３０、１６：３０～１９：００

※土曜保育を利用される場合は、就労証明書とシフト表の提出が必要となります。

３．延長保育料金

３０分につき２５０円

４．主な年間行事（年齢、学年により参加する行事が異なります）

４月	入園式、始業式、新入園児歓迎会、親子教室	１０月	運動会、お芋掘り、ハロウィンパーティー、親子教室
５月	歯科検診、親子遠足、芋苗植え、親子教室、スマイルフェスティバル	１１月	焼き芋パーティー、創造力あそび 秋の遠足、内科健診
６月	内科健診、保育参加、個人面談 水あそび開始、親子教室	１２月	個人面談、マラソン大会、クリスマス会、親子教室、終業式
７月	創造力あそび、終業式、個人面談 親子教室	１月	お正月あそび、始業式、おもちつき 歯科検診
８月	お楽しみ保育	２月	発表会、豆まき、親子教室、創造力あそび、卒園遠足、お別れ会、参観
９月	始業式、創造力あそび、親子教室	３月	卒園式、修了式

※誕生会、避難訓練、身体測定は毎月行います。

５．休園日

日曜、祝日、年末年始、学園で定めた休日。

6．給食

自園調理による完全給食になります。

（土曜日及び学園の都合により、お弁当を持参していただく日があります）

３歳以上は下記の通り、給食費を徴収します。

※１号認定：月　8,000 円、おやつ代１回 110 円

２号認定：月 10,200 円（おやつ代含む）

7．園の取り組み

当園は幼保連携型認定こども園として、0 歳児から 5 歳児まで一貫した教育方針に基づき、保育と教育を行っています。年齢に応じたカリキュラムに沿って、さまざまな活動を「あそび」として、一人ひとりの成長を育みます。年少組から、豊かな発想を育む「創造力あそび」や英語教師による「英語あそび」、頭と体を鍛える「ボルダリングあそび」などを取り入れ、子どもたちが自分の「好き」を見つけられる環境を整えています。

8．園見学会について

入園をご検討される方は、園見学（事前説明）を必須としています。 説明を受けていただいた方には「説明会参加証」をお渡しいたします。富里市への２号・３号認定の申請にはこの参加証が必要となります。

園見学をご希望の方は TEL0476-93-4408 までご連絡ください。



☆社会福祉法人牧の園　富里保育園

1．社会福祉法人牧の園　保育の基本理念

「与えられた尊い命」を持って誕生してきた乳幼児の、自ら成長発達しようとする命そのものの力を生かして、保護者と共に協力しあいながら、人間形成の土台づくりに貢献する使命を全うする。

2．園の保育目標

恵まれた自然の中で集団生活を通して、情操豊かな自主・自立・協調性のある人格形成を養う。そして、こんな子どもになってほしいと願っています。

〇美しいものを美しいなぁ、きれいなものをきれいだなぁと素直に感じる心を持ち、その心を自由に表現できる子ども。

〇基本的な生活習慣が自立し、ルールを守り、勇気を持って真実に生きようとし、元気はつらつと遊べる子ども。

〇恵まれた環境の中で、自然の美しさを発見し、合わせて科学性や創造性のよく育った子ども。

3．保育時間

〈開園時間〉		月～金曜日	7:00～20:00
		土曜日	7:00～18:00
〈延長保育〉	（標準）	月～金曜日	18:00～20:00
	（短時間）	月～金曜日	7:00～ 8:00、16:00～20:00
		土曜日	7:00～ 8:00、16:00～18:00

4．延長保育料金

（標準）18:00～19:00　1回利用ごとに500円、1か月利用3,000円（6回利用後切替わります）
19:00～20:00　1回利用ごとに500円、1か月利用3,000円（6回利用後切替わります）
（短時間）7:00～8:00、16:00～17:00、17:00～18:00、18:00～19:00、19:00～20:00
それぞれの時間帯1回利用ごとに500円

5．主な年間行事　　日本の伝承行事はこの他に行います

4月		10月	
5月	ひき取り訓練	11月	4歳・5歳児「おでかけ」
6月	5歳児クラス説明会 4歳児クラス説明会 3歳児クラス説明会	12月	パーティー「ちょっとだけおしゃれ」
7月	2歳児クラス説明会 1歳児クラス説明会 0歳児クラス説明会	1月	
8月	5歳児親子「つくる・たべる」	2月	
9月	「にほんのあそびおしえて」	3月	5歳児親子卒園祝い会

※行事は、都合により変更する場合もあります。

＊避難訓練（毎月）、不審者訓練、風水害訓練

＊身体測定（毎月）

＊内科健診（年2回）、歯科健診（年1回）

6．給食

完全給食を実施しています。アレルギー対応（応相談）

３歳以上児は給食代を月 7,000 円程度（２０２６年度は 6,100 円。副食費 4,900 円＋主食費 1,200 円）徴収します。

7．園の取り組み

〇子どもの健康を支える食育の展開

〇一人一人の興味や関心を大切にした保育の展開

8．その他の保育サービス

〇一時預かり保育の実施（一日保育　　９：００～１７：００

半日保育ａ　８：００～１２：００

半日保育ｂ　１２：００～１７：００）

〇学童クラブ



☆社会福祉法人清郷会　青空保育園

１．社会福祉法人清郷会青空保育園　保育方針

(1)子どもの人権を尊重し、自発的、主体的にかかわれる環境を整える。

(2)土と自然に遊びながら、体験を通して、「豊かな感性や表現力」を育み「創造性」を培う。

(3)障害者や高齢者との交流や、たくさんの人と関わりの中で、自然に湧き出る「優しい心」を大切にし、人に対する態度を培う。

(4)子どもの保護者に対する援助、支援を行う。

(5)地域の子育てネットワーク作りを行う。

２．保育の基本理念

〇広い園庭を思いっきり走り、カブト山、ビオトープ、果樹園、畑で土に触れ、自然に遊び、たくさんの経験をしながら、一人ひとりを大切にし、「豊かな心」を育てる。

〇保護者との信頼関係を築き、乳幼児期の発達を助け、成長を支援する。

３．園の保育目標

〇気持ちの良い挨拶ができる。

〇身体いっぱい遊び、身体いっぱい覚える。

〇自分で考える力を付ける。

〇創造力、想像力を発揮する。

〇子どもたちが食に関心を持ち、食を味わい、体験し、自ら植えた苗の成長や収穫の喜びや達成感など「食」の楽しさを感じる。

〇保護者と協力し合い一緒に考えて、子どもが健やかに成長できるように努める。

４．保育時間　**※時間外保育及び延長保育は満１歳を迎える月から実施。**

〈通常保育〉		月～土曜日	8:00～16:00
〈時間外保育〉	（標準）	月～金曜日	7:00～ 7:59、16:01～18:00
		土曜日	7:00～ 7:59、16:01～17:00
〈延長保育〉	（標準）	月～金曜日	18:01～19:00
	（短時間）	月～金曜日	7:00～ 7:59、16:01～19:00
		土曜日	7:00～ 7:59、16:01～17:00

※　時間外保育、延長保育を利用する場合は、申請が必要です。

※　土曜日保育を利用する場合は、土曜日勤務証明（シフト表等）をご提出下さい。

５．延長保育料金

30 分につき 120 円（60 分＝240 円、90 分＝360 円）

※都合で 19 時を過ぎてしまった場合も、料金をいただきます。（超過料金１９時以降５００円）

6.　主な年間行事　行事は都合により変更する場合があります。

４月	進級式、入園式、青空給食（3 歳以上児）	10 月	運動会、芋掘り、視力検査（５歳児）、 園外保育（３・４・５歳児）、給食試食会（希望者）
５月	尿検査、芋苗植え、子どもの日、個人面談 内科健診	11 月	十倉厚生園交流会（3 歳児）、歯磨き指導 総合防災訓練（消防立会い）
６月	法人交流行事（5 歳児）、歯科検診 水・泥んこ遊び（8 月まで）	12 月	発表会、クリスマス会
７月	七夕、夏祭り	１月	お正月あそび、希望者個人面談、内科健診
８月	協和厚生園と交流会（3 歳以上児）	２月	節分、交通安全指導（4,5 歳児）、 お店屋さんごっこ
９月	栗拾い、九十九荘訪問（4 歳児） 引き渡し訓練、内科健診	３月	新入園児説明会及び入園前健康診断 ひな祭り、お別れ会、卒園式

☆毎月の行事

身長・体重測定、防災訓練、誕生会

☆保育参加

全クラス、指定期間（約5か月）の中で、ご都合の良い日を選んで、参加して頂きます。

☆父母会なし

７．給食

完全給食を実施しています。土曜日の保育を利用される場合は、お弁当をお持ちください。

３歳以上児の給食は実費徴収し、提供しています。（月額　主食 1,000 円、副食代 5,000 円）

※給食費は、令和８年度の金額になります。令和９年度は５００円程度、値上げする予定です。

８．園の取り組み

〇異年齢交流　年齢の違いから多くを学びます

〇障害児保育　健常児と一緒に保育し、共にあそび、共に笑い、共に育ちます

〇世代間交流　九十九荘や地域の高齢者、小学生、知的障害者を招いて交流したり、訪問して交流し、楽しく過ごします

〇体育遊び（３～５歳児クラスを対象に専門の指導員による体育遊びの展開）

９．その他の保育サービス

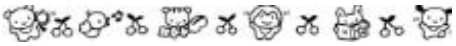
〇育 児 相 談　育児に悩む地域の保護者にも電話や園で相談に応じます。

〇一時預かり保育の実施（平日８：００～１６：００）

〇どんぐりクラブ　地域子育て支援クラス（火・木）



☆AIAI Child Care 株式会社　AIAI NURSERY 富里



１．保育方針

〇周りの人と関係を築く
〇周りの人の力になれる
〇周りの人に応援される

２．保育の理念

一人でも多くの子どもが人間に生まれながらに持っている素晴らしい力を育むことに喜びを感じ笑顔と元気が溢れた園を創造すること

３．保育目標

〇育成目標　社会力の育成・養護力の育成・人間力の育成
〇向上目標　人間関係の向上・精神衛生の向上・身体機能の向上

４．保育時間

〈通常保育〉　月～土曜日　8:00～16:00
〈時間外保育〉（標準）　月～金曜日　7:00～ 7:59、16:01～18:00
土曜日　7:00～ 7:59
〈延長保育〉　（標準）　月～金曜日　18:01～19:00
（短時間）月～金曜日　7:00～ 7:59、16:01～19:00
土曜日　7:00～ 7:59

※土曜保育を利用される場合は、土曜保育利用申込書と勤務予定証明書をご提出ください。

５．延長保育料金

３０分につき３００円となります。

6. 主な年間行事予定

４月	入園式	10 月	引き渡し訓練・運動会 収穫体験（５歳児） ハロウィンパーティー
５月	内科検診	11 月	内科検診
６月	歯科検診・保育参加 個人面談（全員）	12 月	発表会・クリスマス会
７月	七夕の日の集い・プール開き	１月	保育参加・個人面談（希望者のみ）
８月	プール終了・親子夏祭り	２月	節分豆まき会・交通安全教室
９月	お月見会	３月	ひな祭り会・お別れ会・卒園式 親子遠足（５歳児のみ）
毎月の行事	お誕生会・避難訓練・身体測定		

※　行事は都合により変更になる場合もありますので、ご了承ください。

7．安全

火災及び地震などを想定した避難訓練及び消火訓練（月１回）を実施します。

8．給食

完全給食を実施しています。土曜日の保育を利用される場合は、お弁当・おやつをご持参ください。

３・４・５歳児は給食代を１ヶ月につき 6,500 円徴収します。副食費が免除の方については、主食費も免除となります。

9．園の取り組み

〇園庭には、自社開発した大型木製遊具を設置。ロッククライミング機能付き

〇子どもたちにとって「もう一つの家」をコンセプトに落ち着きや温かみのある空間を大切にしています。個々の関わりを大切に家庭的な保育園を目指しています。

〇子どもたちが毎日過ごす中で興味を持てるような環境を提供致します。ことば・かずの学びなど、自ら楽しんで学べるよう工夫した保育を行い、人との関わりを大切にしていきます。

〇ＩＣＴ化の導入。子どもたちの登降園を iPad で登録し保育時間の管理を行っています。

〇園ブログにその日の保育の様子など掲載。

〇オートロックドアなどセキュリティの設備も充実しており安全です。

〇保育室には床暖房も設置されており、冬でも温かい環境になっています。

〇スタジオアリスと業務提携をしており、専任カメラマンによる撮影を行います。

10．その他の取り組み

〇時間外保育及び延長保育の実施

なお、お仕事がお休みの時は、標準時間認定であっても保育時間は、8:00～16:00 となります。



☆株式会社 give&give　ことり保育園　日吉台園

１．保育理念

（１）健康、安全など生活に必要な基礎的な習慣を養い生命保持及び情緒の安定を図る。

（２）人に対する愛情と信頼感、人権を大切にする心を育てると共に自主・協調の態度を養い道徳心の芽生えを培う。

（３）保育生活の中で、様々な体験を通し豊かな感性を育て創造力・思考力の芽生えを培う。

２．保育目標

〇明るくのびのびした子ども
〇元気でたくましい子ども
〇自分で考え遊べる子ども
〇思いやりのある子ども
〇何でもよく食べる子ども

３．保育時間

〈通常保育〉（標準）　月～金曜日　７：３０～１８：３０
　　土曜日　７：３０～１７：３０
　（短時間）　月～土曜日　８：３０～１６：３０
＜延長保育＞（標準）　月～金曜日　１８：３０～１９：００
　（短時間）　月～土曜日　７：３０～　８：３０
　　月～金曜日　１６：３０～１９：００
　　土曜日　１６：３０～１７：３０

４．延長保育料金

１回につき５００円（朝、夕利用で１，０００円）

５．主な年間行事

４月	入所開始	１０月	ハロウィン、保育参加
５月	内科検診、遠足	１１月	お店屋さんごっこ、内科検診
６月	個人面談、歯科検診	１２月	クリスマス会
７月	七夕、プール開き、スイカ割り	１月	お正月遊び
８月	夏祭り、保育参加	２月	豆まき
９月	個人面談	３月	ひな祭り、お楽しみ会

☆誕生会、避難訓練、身体測定（毎月）

☆行事は都合により変更する場合があります。

6．給食

完全給食になります。土曜日保育を利用される場合には、お弁当をお持ちください。

7．園の取り組み

〇日々、英語と楽しく触れ合い、親しみを持てる環境作り
〇異年齢児との関わり
〇園ブログによる、子供たちの生活の様子や給食などの発信
〇小規模だからこそできる、ひとりひとりの発達状況や個性に合わせた保育
〇地域との交流を積極的に図る
〇外部講師による運動あそびの実施
〇ICT システムの導入。（登降園の時間管理・おたより・連絡帳・写真販売等）

8．その他の保育サービス

〇満１歳より、一時預かり保育の実施
〇オムツとおしりふきは無償提供させていただきます。





【保育理念】

子ども達の自己実現力を最大限に伸ばす



【保育の方針】

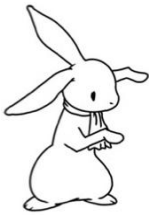
■遊びながら学ぶ５つのＱを育む豊かな保育



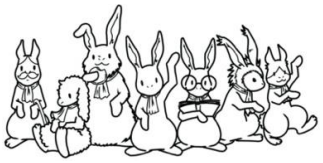
■自然との関わりを大切にし、自然と共に生きる感性を育てる保育
■親御様との信頼関係を築き、家庭と保育園との一貫性のある保育
■地域交流、異年齢・異文化交流を意欲的に取り入れた保育

心と体の健康の土台を作る為に、質の高い食事・運動・睡眠を徹底していきます。
そして、クラス分けも時に１歳児２歳児を混合にし年齢ではなく成長に合わせた合同保育も実施しています。

【保育目標】



■自ら考え、計画を立て、行動にうつせる『人としての芯のある子』
■正しい生活習慣と態度を取れる心身ともに健康である子
■人・生き物・植物『命あるもの全て』に心あるコミュニケーションが取れる子
■本質をとらえる感性と柔軟性、グローバル思考のある子



【保育時間】

〈開園時間〉 ７：００～１９：００

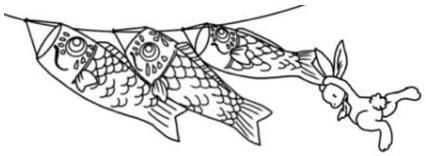
<PuPu 保育園通常保育時間>月曜日～土曜日　　８：００～１６：００

※お仕事がお休みの日に関しましては標準時間認定であっても上記のお時間でのお預かりとなります。
産休中の方で、時間外保育利用をご希望の方はご相談ください。

〈時間外保育〉月曜日～土曜日　７：００～８：００　/　１６：００～１８：００
※標準時間保育のご家庭のみ申請可能。

〈延長保育時間〉30 分 700 円　標準時間保育　１８：００～１９：００
短時間保育　　７：００～　８：００ / １６：００～１９：００

※ご都合で 19 時を過ぎてしまった場合は、超過分としまして 15 分 1,500 円をいただきます。
※土曜日は、毎月締め切りまでに申請書をお出しいただき、勤務証明書及びシフトの提出も併せてお願い致します。
※延長保育を利用する場合は、申請が必要です。



【休園日】
※年末年始（１２月２９日から１月３日）及び祝祭日。

【年間行事予定】

４月	入園式	10 月	運動会、引き渡し訓練
５月		11 月	
６月	内科検診、保育参加	12 月	内科検診、歯科検診、保育参加
７月		１月	
８月		２月	
９月	総合防災訓練	３月	卒園式、入園説明会（給食試食会）

※個人面談に関しては、夏頃に案内配布。

＜毎月の行事＞

避難訓練、身体測定、作品展示など

こどもの日、ひな祭り、夏祭り、水遊び、七夕、ハロウィン、クリスマス、餅つき、節分、誕生日会などの季節行事は、保育時間の中で子どもたちと楽しみながら実施しています。

※行事は都合により、内容や日付等変更になる場合もありますのでご了承ください。

【給食】
自園調理による完全給食となります。１ヶ月 3,000 円(離乳食 2,000 円)を給食費一部負担金として頂戴しております。有機発芽玄米を主食に、食材も無添加のものや有機のもの、調味料は手作り麹をメインに使用しております。お出汁の出し方にまでこだわって、子どもたちの味覚を育てていきます。アレルギー除去食は行なっておりません。（土曜日はお弁当になります）









☆学校法人日吉台学園　日吉台にこにこパーク保育園



１．保育方針

日吉台学園は、園児が毎日登園を楽しみにし、豊かな創造力を育む学園生活を大切にしています。この考えを学園の原点とし、人として、そして社会人としての基礎を学ぶ出発点として取り組んでいます。教育方針としては、園児たちが楽しみながら学び・成長できる環境を整え、一人ひとりの個性や可能性を引き出すことに力を注いでいます。日吉台学園は、園児にとって幸せな学び舎となるよう、教育に真摯に取り組んでまいります。

１歳児に対しては、
・健康状態や生活リズムを把握し心地よく過ごせるようにすること
・自然に触れながら体を動かし、様々なあそびを楽しめるようにすること
・生活の流れがわかり、自分でできることを行えるようにすること

２歳児に対しては、
・保育士に見守られながら、好きなあそびを十分に楽しめるようにすること
・手伝ってもらいながら身の回りのことができるようにすること
・全身を使った活動的なあそびをできるようにすること
・創造力をめばえさせる教育に重点をおくこと
などの年齢に応じたねらいや目標を設定し、取り組んでいきます。

２．保育時間

＜通常保育＞（標準）　月～金曜日　８：００～１９：００
　　土曜日　８：００～１６：００
（短時間）月～金曜日　８：３０～１６：３０
　　土曜日　８：３０～１２：００
＜延長保育＞（標準）　月～金曜日　７：３０～８：００
（短時間）月～金曜日　７：３０～８：３０、１６：３０～１９：００

※土曜保育を利用される場合は、就労証明書とシフト表の提出が必要となります。

３．延長保育料金

３０分につき２５０円

４．主な年間行事

４月	新入園児歓迎会	１０月	運動会、お芋掘り、個人面談 ハロウィンパーティー
５月	歯科検診 、スマイルフェスティバル	１１月	内科健診、歯科検診、焼き芋パーティー
６月	内科健診、保育参加、 個人面談、水あそび開始	１２月	個人面談、クリスマス会
７月		１月	おもちつき
８月		２月	豆まき
９月		３月	お別れ会

※誕生会、避難訓練、身体測定は毎月行います。

５．休園

日曜、祝日、年末年始、学園で定めた休日。

６．給食

自園調理により完全給食になります。

（土曜日及び学園の都合により、お弁当を持参していただく日があります）

７．園の取り組み

幼保連携型認定こども園が併設されているため、０歳児から５歳児まで一貫した教育方針に基づき、保育と教育を提供しています。年齢に応じた、さまざまな「あそび」を通じて、一人ひとりの成長を促します。そして、小規模保育園という特徴を活かして、一人ひとりに向き合った保育を行います。

８．その他の保育サービス

園では、保護者の皆様の利便性向上と、日々の連絡や持ち物の準備にかかる負担軽減を目的として、以下のサービスを提供しています。

・ICT システムの活用

連絡帳や園からのお知らせの配信、写真販売などを ICT システムを通じて行い、保護者の皆様との円滑な情報共有に努めています。

・「楽らくとうえん」

日中、子どもたちが使用する衣類を園で用意し、無償で貸し出しています。使用後の衣類は園で洗濯するため、ご家庭での衣類の準備や洗濯の負担を軽減できます。

・「手ぶら登園」

サブスクリプションサービス「手ぶら登園」を導入し、紙おむつや手口拭きを有償で提供しています。ご家庭からの持参の手間を省き、毎日の登園準備の負担軽減につなげていきます。





☆株式会社エフ・シー・エヌ　スクルドエンジェル保育園　富里七栄園



【保育理念】

―心身ともに「豊かな人間性」の基礎を培う―

〇一人ひとりのこどもの個性を大切に、気持ちを温かく受容し、保育と教育が一体となった保育士の最善の情熱とサポートにより、心身の調和育成を約束します。

【保育方針】

〇一人ひとりのこどもの状況や発達過程を踏まえ、こどもが自ら伸びゆく力を愛情を持って支えます。
〇こども、家庭、保育士が共に成長できる保育園を目指します。
〇家庭的な雰囲気の中で、こども達が安心感と信頼感を持てるような関わりを持ちます。

【保育目標】

〇のびのび遊び、生きる力を持った子
〇元気に挨拶が出来る子
〇想像力豊かで物事をよく考える子



［保育時間］

＜開園時間＞　月曜日～金曜日　7：00～19：00
　　土曜日　8：00～17：00
＜標準時間保育＞月曜日～金曜日　7：00～18：00
　　土曜日　8：00～17：00
＜短時間保育＞　月曜日～土曜日　8：00～16：00

＜延長保育＞　標準時間保育（月曜日～金曜日）18：00～19：00
　　短時間保育　（月曜日～金曜日）　7：00～　8：00/16：00～19：00

＜延長保育料金＞
３０分につき３００円をいただきます。

【主な年間行事】

４月	入所開始	１０月	保護者面談　ハロウィン
５月	こどもの日	１１月	スクルドまつり
６月	内科健診	１２月	クリスマス会
７月	七夕	１月	内科健診、歯科検診
８月		２月	豆まき
９月	保育参加	３月	ひな祭り　お別れ会（２歳児）

※年間行事は都合により変更することがあります。

【安全面について】
毎月、地震、火災、さらに不審者等を想定した避難訓練を行い、お子さまの安全を最優先に、迅速に安全な場所への誘導、避難を行います。避難場所等は事前に保護者の方に共有させていただき、有事の際は安全の確保後、すみやかに保護者の方にご連絡いたします。

【給食について】
栄養士の献立による自園調理で完全給食を実施しています。給食業務の都合により、お弁当を持参していただく場合があります。

【教育プログラムの充実】
専門講師によるリトミック、英会話、体操を日々の活動に取り入れます。また、モンテッソーリの考えを取り入れた保育も行い、日々の生活を充実させます。(年齢によって取り入れるものが異なることがあります。)
※保護者の方のニーズ、園の状況、子どもの状態を考慮した上で実施開始時期を決めていきます。





その他の保育サービス

一時保育

保護者の就労、出産や入院時の際に一時的にお子さんの保育を行います。

＊一時保育の申込み、問い合わせは、直接各施設にお願いします。

＊利用対象者は、市内に居住の生後６ヶ月から就学前までの児童です。

＊日曜日・祝日・年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）及び各園の定員・行事等によりお預かりできない日があります。

実施施設	所在地・電話番号	保育時間	
		平日	土曜日
葉山キッズ・ランド（富里市こども館）	御料 923-1 ☎93-2800	【1日保育】8:30～16:30 【半日保育】下記のいずれか ＜午前＞8:30～12:30 ＜午後＞12:30～16:30	8:30～12:00
向台こども園	中沢 1023 ☎37-7070		
富里保育園	七栄 299-4 ☎93-0155	【1日保育】8:00～16:00 【半日保育】下記のいずれか ＜午前＞8:00～12:00 ＜午後＞12:00～16:00	8:00～12:00
青空保育園	日吉倉 776-1 ☎91-6151	【1日保育】8:00～16:00 【半日保育】下記のいずれか ＜午前＞8:00～12:00 ＜午後＞12:00～16:00	－
ことり保育園日吉台園	日吉台 1-2-1 セレブリティ成田 105 ☎37-6441	【1日保育】8:30～16:30 【半日保育】 ＜午前＞8:30～12:30 ＜午後＞12:30～16:30	8:30～12:00

＊保育料（葉山キッズ・ランド、向台こども園）

３歳未満児　1日保育：2,160 円、半日保育：1,080 円

３歳以上児　1日保育　　960 円、半日保育　　480 円

※保育料は、児童 1 人あたりの金額です。別途、食事代等がかかります。

病児・病後児保育

病気中又は病気の回復期のお子さんで、保護者の勤務、疾病、冠婚葬祭その他やむを得ない理由で、集団生活やご家庭での保育が困難なときに、市が委託する施設で一時的にお預かりし、保育します。
利用する場合は、事前に子育て支援課での登録が必要です。登録申請書は、子育て支援課、富里市ホームページからもダウンロードできます。
ご不明な点は、子育て支援課までお問い合わせください。

実施施設：龍岡クリニック　病児保育室ピッピ　富里市七栄６５３－７３

利用日及び利用時間：月・火・水・金曜日　午前８時３０分～午後６時
　　木曜日　　午前８時３０分～正午

利用できる方：病気中又は病気の回復期にあり、生後６カ月から小学校３年生までの児童

利用期間：１回につき、連続した７日以内（実施施設の休日を除く）

利用料：５時間以上　２，０００円（市外在住　３，０００円）
　　５時間未満　１，０００円（市外在住　１，５００円）

富里市ファミリーサポートセンター事業

安心して仕事と育児を両立できる環境づくりのため、子育てのお手伝いをしてほしい人と子育てのお手伝いができる人が会員となり、センターが仲介して活動を行います。詳しくは、富里市ファミリーサポートセンター（℡０９０－２９４８－０３４３）にお問い合わせください。

〇会員および会費
入会するためには、説明会に参加してください。
利用会員（＝子育ての援助を受けたい人）になれるのは、市内在住・在勤の方、同居している１歳以上小学校６年生までの子どもがいる親族の方です。

〇活動時間と報酬の基準

区分	報酬の額
月曜日から金曜日の午前７時から午後９時まで	１時間あたり５００円
土曜日・日曜日・祝日と上記以外の時間（年末年始は不可）	１時間あたり７００円

利用案内　Q＆A

Q１．認定こども園とは、どんなところですか？

A．認定こども園は、幼稚園と保育園の両方の機能を併せ持った施設です。１番のメリットは、ご家庭の状況が変わった場合でも、年齢によっては同じ施設を利用できる点です。

　保育園は、保護者が退職する等、保育を必要とする事由に該当しなくなった時は退園しなければなりません。しかし、認定こども園は１号認定（教育利用）と２号認定（保育利用）のお子さんが同じクラスで生活しているため、１号認定に変更することで一貫した幼児教育・保育を受け続けることができます。（１号認定に変更できる年齢は施設ごとに異なります。例えば、葉山及び向台こども園は４歳児クラス以上です。）

Q２．申込みの際に、保育施設の見学は必要ですか？

A．保育施設により、方針や特色が異なります。その他、行事等で保育料とは別の料金負担や、保護者が参加するものもあります。入園後のミスマッチを防ぐためにも、希望する保育施設の見学をお勧めします。

なお、末広幼稚園と日吉台幼稚園の申込みの際は、施設見学が必須となります。

Q３．申込みをすれば、必ず入園できますか？また、入園は先着順ですか？

A．申込み後の入園審査（選考）により決定した場合に入園できます。保育を必要とする事由やご家庭の状況等を基に点数付けを行い、点数の高い方から入園を決定します。先着順ではありません。

　点数が高くても、希望する園に空きがなければ入園できませんし、逆に点数が低くても、他に希望している方がいない場合は入園できることもあります。

Q４．これから仕事を始めようと考えていますが、入園申込みはできますか？

A．申込みできます。ただし、求職活動中の方は、就労中の方に比べ点数が低くなります。採用が内定している場合は、就労証明書（就労予定で記載したもの）を申込み時に提出してください。

　また、求職活動で入園した場合は、90 日以内に就労先を決定し、「就労証明書」と「支給認定変更申請書」を子育て支援課に提出してください。就労先が決まらない場合は、90 日で退園となります。

（例）４月１日入園の場合：６月 30 日までに就労先を決定し書類提出

Q５．育児休業中ですが、入園申込みはできますか？

A．保育を必要とする事由「育児休業」で入園申込みをすることはできません。ただし、入園月の翌月１日までに育児休業を終了し復職する場合は、保育を必要とする事由「就労」で申込みをすることができます（例：４月１日入園→5 月１日までに復職）。復職した後、２週間以内に「復職証明書」を提出してください。

　なお、万が一、利用決定後に元の職場に戻らないことが判明した場合は利用決定を取消し、利用開始後に復職しないことや申込みの際に提出した就労証明書のとおりに就労していないことが判明した場合は、退園となることがあります。

Q６．希望保育園欄は全て記入する必要がありますか？

A．申込書には第８希望までの記入欄がありますが、全てを埋める必要はありません。希望園すべてに入園の意思があるものとして入園審査（選考）を行いますので、必ず通える範囲でご記入ください。

Q７．１園のみ希望した場合は優先されますか？

A.「１園のみの希望だから入りやすい」ということはなく、また「複数園の希望だから不利になる」ということもありません。入園審査（選考）では、保育の必要性を点数化し、点数の高い方から、第１希望園から順に入園可能かどうかを選考しています。

通える範囲内で、なるべく多くの希望園を記入していただいた方が、入園できる可能性は広がります。

Q８．きょうだいで申込みする場合、書類は人数分必要ですか？

A.「支給認定申請書兼利用申込書」及び「児童健康状況調査票」は児童ごとに必要です。就労証明書等は、保護者ごとに１部で足ります。

Q９．同居の祖父母や親族がいる場合、書類の提出は必要ですか？

A．65 歳未満の祖父母等の親族が同居している場合は、世帯が別であっても、保育を必要とする事由を証明する書類（就労証明書、診断書、障害者手帳（写し）等）が必要です。

65 歳以上の方については必要ありません。

Q１０．パートや派遣形態での就労の場合、利用調整に影響しますか？

A．就労形態ではなく、就労時間により点数化され、入園審査（選考）が行われます。数値については、４１ページ「入園審査（選考）に関する指数」をご覧ください。

Q１１．希望順位が下位の施設に入園しました。転園することはできますか？

A．転園申請をすることができます。申請方法等は新規入所申込みと同様です。

Q１２．入園決定後に入園を辞退することはできますか？

A.「辞退届」を提出してください。

申請を継続することはできますが、辞退した年度内は入園審査（選考）において減点があります。

申請を取り下げる場合は「取下書」を提出してください。

Q１３．ひとり親家庭の保育料は無料ですか？

A．ひとり親家庭であっても、保育料は市民税額により決定するので、無料とは限りません。ひとり親保護者の方の収入によっては、同居している親族（祖父母等）の収入を基に、保育料を決定する場合もあります。

Q１４．きょうだいがいる場合に保育料は安くなりますか？

A．認可保育園、こども園、幼稚園等を利用中のきょうだいがいる場合、多子減免の対象となります（第２子以降、無料）。小学生以上のきょうだいは数えません。

ただし、世帯の収入によっては、きょうだいの年齢に関わらず、多子減免の対象となる場合があります。詳しくは、子育て支援課までお問い合わせください。

Ｑ１５．保育園等は完全給食ですか？

Ａ．０歳児～２歳児クラスにおいては、主食、副食ともに園で提供する完全給食です。３歳児クラス以上では、保育園等ごとに方式が異なります。どの保育園等でも副食は提供されますが、主食については、ご家庭から持参していただく施設と、主食費を別途支払うことで提供のある施設があります。

Ｑ１６．入園後に仕事を辞めた場合は、どうなりますか？

Ａ．退職日の月末をもって退園となります。ただし、退職後に求職活動を行う場合は、保育を必要とする事由「就労」から「求職活動」に変更することで、退職日から９０日が経過する日の月末まで保育園等を利用することができます。

また、こども園を利用しているお子さんについては、保護者が就労をしなくても認定を変更することにより在園可能な場合がありますので、子育て支援課までご相談ください。

Ｑ１７．現在、短時間認定ですが、就労時間が長くなるので、標準時間認定に変更することはできますか？

Ａ．変更希望月の前月までに「就労証明書」と「支給認定変更申請書」を提出してください。申請月の翌月から標準時間認定に変更できます。標準時間認定は、①就労時間が月 120 時間以上の場合、②就労時間が月１２０時間に満たないが、就労の時間帯が保育園等の設定する保育短時間認定の利用時間帯を超えている場合等であることを要します。

Ｑ１８．入園後に、妊娠・出産した場合はどうなりますか？

Ａ．保育を必要とする事由「就労」で保育園等を利用されている場合、産前産後各約２ヶ月の間は「妊娠・出産」に変わり、その期間中在園できます。下記のとおりお手続きをしてください。

①妊娠した場合

出産２カ月前までに「母子手帳の写し」「支給認定変更申請書」を提出してください。

②育児休業を取得する場合

出産後、「就労証明書（育児休業期間記載）」「支給認定変更申請書」を提出してください。３歳未満児クラスのお子さんは、生まれたお子さんが１歳６カ月を迎える月の月末まで在園できます。３歳以上児クラスのお子さんは、小学校就学前まで在園できます。

育児休業期間中は「短時間」認定となり、一日のうち最大８時間までの保育利用となります。

③出産に伴い退職した場合

「妊娠・出産」期間経過後退園するか、就労の意思がある場合は、保育を必要とする事由「求職活動」に変更することより９０日間在園できます。

９０日以内に就労を開始した場合は、「就労」に認定を変更し、引き続き在園できます。９０日以内に就労が決まらない場合は、退園となります。

※保育を必要とする事由「妊娠・出産」により入園決定し在園している場合は、「育児休業」に認定を変更することはできません。認定期間終了後在園を希望する場合は、「育児休業」以外の認定に変更する必要があります。

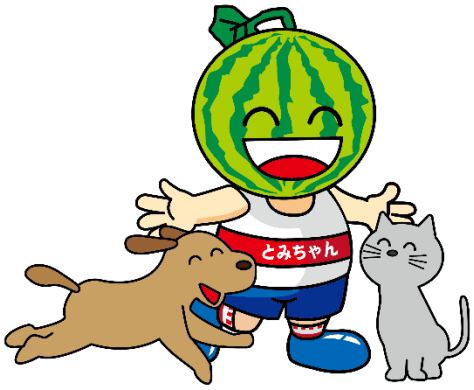
Ｑ１９．育児休業の延長を希望しています。

Ａ．「入園に関する確認書（承諾書）」に、育児休業延長期間を記入してください。入園審査（選考）において、大幅に減点されます。ただし、必ず入所が保留になるものではありません。

　なお、保留が決定したときは保留通知書が発行されます。減点期間中は待機期間とはみなされないため、調整指数における待期期間（６か月・１年）としては数えません。

Ｑ２０．保育標準時間認定の場合、必ず１１時間利用できますか？

Ａ．利用できる時間は、休憩時間や通勤時間も考慮し、保護者の就労状況等に応じて必要な範囲となります。（最長１１時間）



入園審査（選考）に関する指数

○基準指数

番号	保護者の状況			指数
	類型	細目		
1	就労	月実働150時間以上		50
		月実働140時間以上150時間未満		45
		月実働120時間以上140時間未満		40
		月実働100時間以上120時間未満		35
		月実働80時間以上100時間未満		30
		月実働60時間以上80時間未満		25
		月実働48時間以上60時間未満		20
2	不在	死亡・離婚・行方不明・拘禁など		50
3	出産等	妊娠・出産	出産予定月を中心に前後２か月	50
4	疾病・障害	入院	おおむね１か月以上の入院	50
		自宅療養	常時病臥・感染症	50
			精神性疾患	30
			おおむね１か月以上の安静を要すると診断されたもの	40
			上記以外の自宅療養で保育が必要と認められるもの	35
		障害	身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ⓐの1,2若しくはＡの1,2又は精神障害者保健福祉手帳１・２級	50
			身体障害者手帳３級、療育手帳Ｂの１又は精神障害者保健福祉手帳３級	40
			身体障害者手帳４級以下、療育手帳Ｂの２	30
5	介護・看護	同居又は長期入院等親族の介護・看護	常時介護・看護を必要とする場合又は週５日以上の施設通所付添い等（要介護４・５程度）	50
			一部介護・看護を必要とする場合又は週３日以上の施設通所付添い等（要介護２・３程度）	40
			上記以外の介護・看護で保育が必要と認められるもの	35
6	災害復旧	災害復旧	災害の復旧に当たっているもの	50
7	育児休業中（継続利用が必要な場合）	育児休業中（継続利用が必要な場合）	第２子等の育児休業取得時に、既に保育を利用している子供がいて、継続利用が必要と認められるもの	育児休業取得前の就労状況により20～50
8	求職活動	求職活動中である		3
9	就学等	学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校や職業訓練施設等に在学している場合、居宅外労働に準じ選考基準指数を認定する（この場合、就労を就学と読み替える。）		20～50
10	虐待・ＤＶ等	児童虐待の防止に関する法律第２条又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第１条の対象者と認められる場合		50
11	その他	上記に掲げるもの以外で、市長が特に必要と認める場合		5～50

備考　基準指数は、父母（不在の場合は保護者）それぞれの指数を合算する。ただし、一人が複数の類型に該当する場合は、そのうち指数が高い方の類型を選択し、合算の対象の指数とする。

○調整指数

番号	状況	指数
1	虐待、家庭内暴力等のおそれがあり、社会的養護が必要であること。	50
2	ひとり親（死亡・離別・行方不明・拘禁等）世帯	10
3	生活保護世帯	7
4	生活保護世帯で、就労による自立につながることが見込まれる場合	10
5	生計中心者の失業により生活困窮の状態にあり、就労の必要が高い世帯	10
6	子（4月1日現在18歳未満）が、4人以上いる世帯	5
7	里親世帯であること。（里親申請中を含む。）	5
8	産後休暇又は育児休業が終了し、職場に復帰する場合	5
9	育児休暇取得により保育利用を終了し、育児休暇明けに保育利用を希望する場合（保育利用を終了した児童だけでなく、兄弟姉妹にも適用する。その場合は、上記6は適用しない。）	10
10	既に兄弟姉妹が保育所等を利用している場合又は同時に2人以上の申込みをしている場合	3
11	兄弟姉妹が別々の保育所等を利用しており、同一の保育所等への転園を希望している場合	5
12	保護者が児童発達支援事業所等に同伴通所し、就労日を減調整している場合（基準指数との合計が50を超える場合は、50を限度とする。）	3
13	同居の祖父母（65歳未満）が無職、求職中又は月48時間以上の就労をしていない場合	△10
14	待機期間が1年以上経過している場合	5
15	待機期間が6か月以上経過している場合	3
16	申込児童の保護者が市内の教育・保育施設又は放課後児童クラブ等で、保育士、看護師、栄養士、幼稚園教諭、保育教諭、放課後児童クラブ支援員等として勤務しており、育児休暇明けで復帰する場合又は月48時間以上勤務することが内定している場合	5
17	地域型保育事業を利用する児童が、年齢制限により継続利用できない場合	30
18	市外からの広域入所を希望している場合（転入予定者を除く。）	△5
19	利用の決定を辞退した場合（辞退をした利用月の属する年度内の利用調整に限る。）	△5
20	保護者が保育料を正当な理由なく3月以上滞納し、計画納付をしていない場合（納付の約束を履行しなかった場合及び保育利用を希望する児童以外の滞納分を含む。）	△10
21	希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる場合	△95

備考　基準指数表により算出した基準指数から、調整指数を加算し、又は減算する。

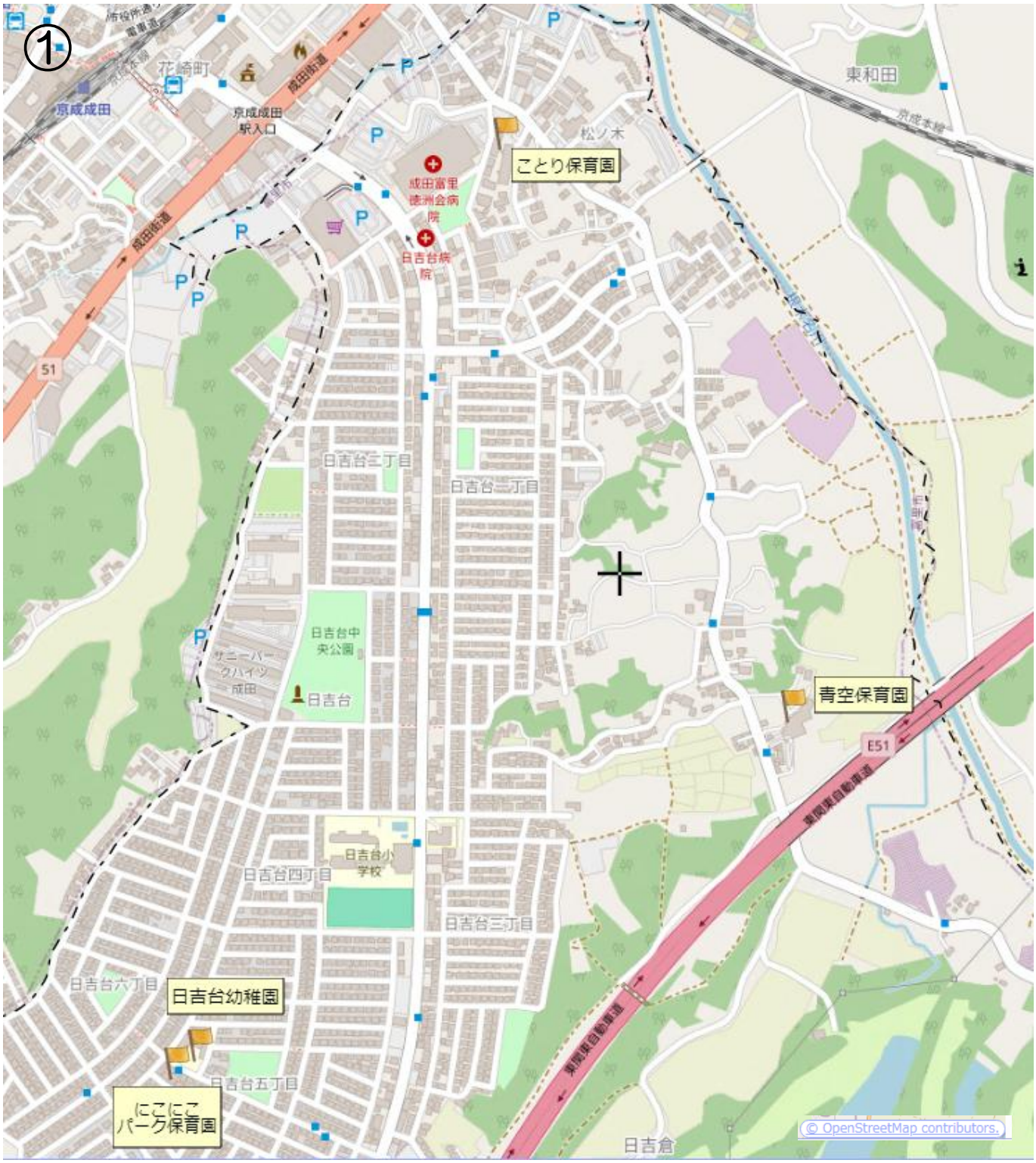
※指数表は、変更になる場合があります。

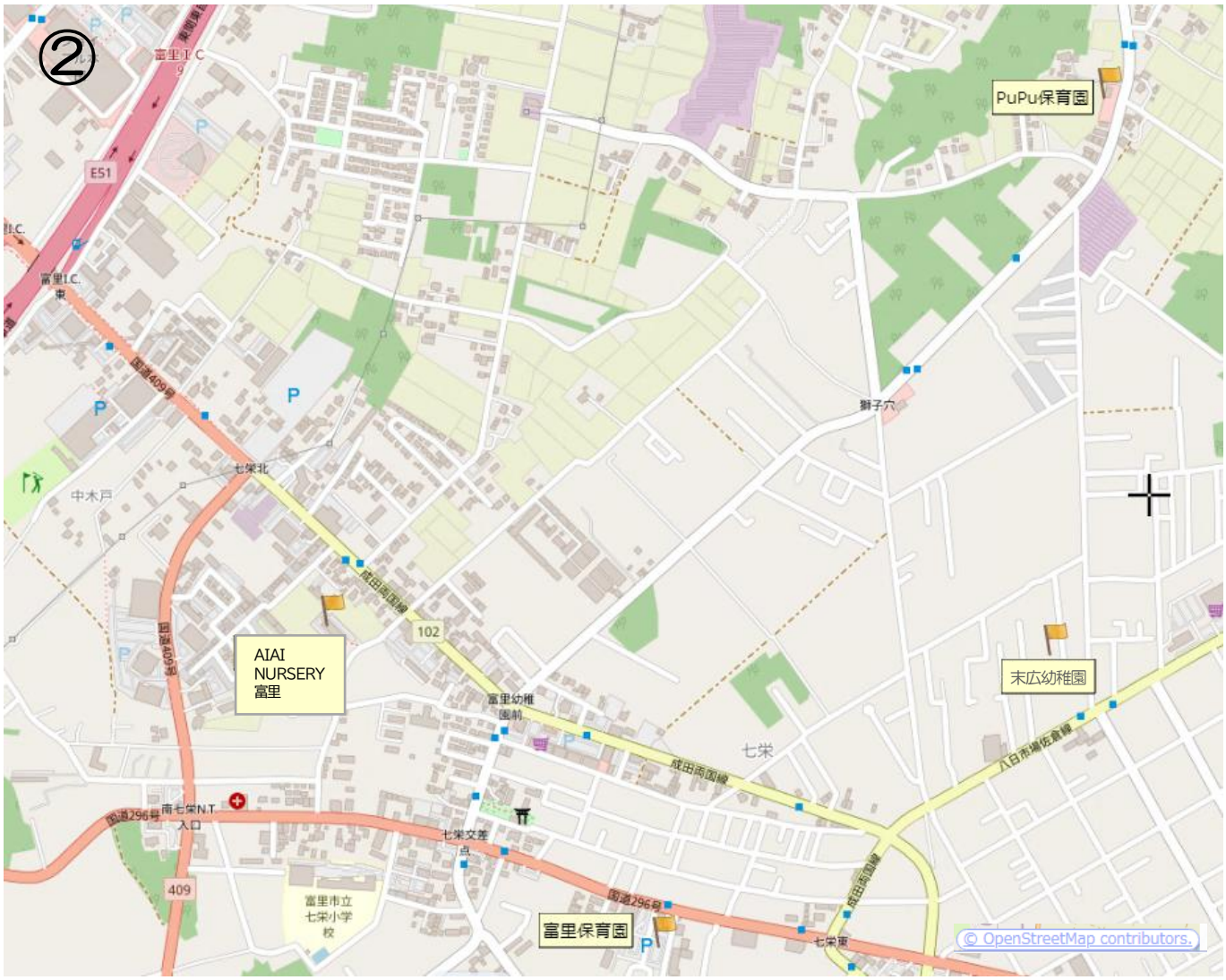
○基準指数と調整指数の合計が同一の場合の優先基準

順位	項目
1	基準指数が高い世帯
2	ひとり親世帯
3	生活保護世帯
4	既に兄弟姉妹が保育所等を利用しており、同じ保育所等を利用する場合
5	養育している未就学児の人数が多い世帯
6	父母（不在の場合は保護者）の市民税所得割額が低い世帯

保育園・こども園　マップ


末広幼稚園
①
成田市
ことり保育園
青空保育園
日吉台幼稚園
にこにこ
パーク保育園
②
PuPu保育園
AIAI
NURSERY
富里
末広幼稚園
富里保育園
③
富里市役所
富里市
スクルド
エンジェル
保育園
葉山こども園
向台こども園
© OpenStreetMap contributors.


①
京成成田
花崎町
京成成田
駅入口
成田街道
東和田
京成本線
松ノ木
ことり保育園
成田富里
徳洲会病
院
日吉台病
院
51
日吉台三丁目
日吉台二丁目
日吉台中
央公園
サニーパー
クハイツ
成田
日吉台
青空保育園
E51
東関東自動車道
日吉台小
学校
日吉台四丁目
日吉台三丁目
日吉台六丁目
日吉台幼稚園
日吉台五丁目
にこにこ
パーク保育園
日吉倉
© OpenStreetMap contributors.


②
PuPu保育園
AIAI
NURSERY
富里
末広幼稚園
富里保育園
七栄
七栄北
中木戸
獅子穴
七栄交差点
七栄東
富里幼稚園前
富里市立
七栄小学
校
南七栄N.T
入口
富里I.C.
E51
409
102
© OpenStreetMap contributors.


③
富里市役所
スクルド
エンジェル
保育園
葉山こども園
向台こども園
富里中学
校前
富里市立
富里中学
校
409
102
© OpenStreetMap contributors.

